

敦賀市手話言語条例

手話は言語である。

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。中でも、手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者にとって手話は大切な言語であり、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として育んできた。

しかしながら、日本語と異なる体系を持つ手話は、音声言語と同じく言語であるとの認識が低く、手話を第1言語とするろう者は、情報の取得について他者以上の不便を強いられてきたため、必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることもできず、多くの差別や偏見を受けながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や平成23年の障害者基本法の改正により、手話は言語として位置付けられたものの、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況には至っていない。

そこで敦賀市は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及について基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が相互に理解し、安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 手話 手指、体の動き及び表情を使って表現する言語の総称をいう。

(3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいう。

(4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び普及は、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者は手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解の促進を図り、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、誰もが暮らしやすい共生社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第6条 ろう者は、市が推進する施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスへの心掛け及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進に関する施策

(2) 手話による意思疎通及び情報取得の機会の拡大に関する施策

(3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策

(4) 手話による意思疎通支援者の確保及び養成に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策について、実施状況の確認及び見直しを行うため、毎年1回以上ろう者及び関係団体等との協議の場を設けるもの

とする。

(財政措置)

第9条 市は、前条第1項の施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。